

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月17日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第144号

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第3項第3号を次のように改める。

(3) 次に掲げる事項を記載した書類

ア 事業の内容

イ 資金計画

ウ その他参考となる事項

別表書類の欄中「事業調書（第4号様式）」を「事業の内容、資金計画その他参考となる事項を記載した書類」に改める。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式 削除

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)